

愛知県地域年金事業運営調整会議設置要綱

1. 目的

社会保障制度の中で、中心的な役割を担う公的年金制度を、少子・高齢化の社会においても安定的に維持していくためには、年金制度に対する理解をより深めることが、保険料納付や、年金手続きの円滑化につながるため、それぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）の積極的な推進を図ることを目的として、日本年金機構大曾根地域代表年金事務所（愛知県代表事務所）に愛知県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

調整会議は、次に掲げる事業の取組方針について協議し、審議を行う。

- （１）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- （２）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

3. 組織

- （１）調整会議は、委員 11 名以内で組織する。
- （２）調整会議の委員は以下に掲げるもののうちから日本年金機構大曾根地域代表年金事務所長が委嘱する。
 - ① 東海北陸厚生局が推薦する者
 - ② 愛知県教育委員会が推薦する者
 - ③ 愛知県都市国民年金協議会が推薦する者
 - ④ 学識経験者
 - ⑤ マスコミ関係者
 - ⑥ 年金委員（職域型）を代表する者
 - ⑦ 年金委員（地域型）を代表する者
 - ⑧ 全国健康保険協会が推薦する者
 - ⑨ 愛知県社会保険労務士会が推薦する者
 - ⑩ 愛知県社会保険協会が推薦する者
 - ⑪ 愛知県年金受給者協会が推薦する者
- （３）調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
- （４）委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4. 会議

- (1) 調整会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- (2) 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- (3) 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 委員長は、特に必要と認めるときは委員以外の者に出席を求めることができるものとする。

5. 会議の公開

調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができる。

6. 任期

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7. 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8. 事務局

調整会議の事務局は日本年金機構大曾根地域代表年金事務所地域調整課とする。

9. 経費

- (1) 調整会議に係る経費は日本年金機構大曾根地域代表年金事務所が負担するものとする。
- (2) 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

10. その他

調整会議の運営に際し必要な事項は、委員長が定める。

11. 附則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。
この要綱は平成26年2月1日から施行する。
この要綱は平成28年2月5日から施行する。
この要綱は平成30年2月6日から施行する。